

2012年 5月16日

富山県知事
石 井 隆 一 様

富山県平和運動センター
議 長 山 崎 彰

瓦礫の広域処理の問題点と、 富山県独自の被災地支援ビジョン策定を求める申入書

瓦礫の広域処理には、被曝リスクという点からも、被災者支援という人道上の理由からも、県政の未来を考える上からも、根本的な問題があると考えます。県民が現在及び将来的にも、健康で安全かつ快適な生活を送れるよう、また、被災地復興については、富山県だからこそ可能な貢献ができるよう取り組むべきです。

1. 申し入れの趣旨

- (1) 県知事等による「瓦礫の受け入れ行動」については、放射性物質を含む瓦礫の安全性が確保できません。現在の科学的水準では、放射性物質を減少する術がありません。よって、県知事は、一連の瓦礫受け入れ行動を撤回し、「受け入れ断念」を表明して下さい。
- (2) 被災地支援については、避難者の受け入れの継続など、富山県だからこそ可能な方策を検討してください。わたしたちも方策を進言します。

2. 「申し入れの理由」の概要

(1) 広域処理は、道義に反する。

福島原発事故によって発生した放射性廃棄物は、すべて第一義的な責任者である東京電力が引き取るべきものです。責任の所在を曖昧にし、安易に汚染瓦礫を引き受けることは、放射性廃棄物を受け入れる前例となりかねません。そんな愚な事態を自治体自らが招かないためにも受け入れないでください。

(2) 瓦礫の広域処理は国費から賄われ、被災者支援予算を圧迫する。

岩手県岩泉町の伊達勝身町長が主張するように、安全な瓦礫なら現地に仮設焼却炉を作るほうが経済的で、雇用の面から復興に役立ちます。一方、危険な瓦礫なら、コンクリートで封じ込めるなどの対処法を考えるべきで、遠方に運搬して汚染を拡大

すべきではありません。広域処理には膨大な輸送費や処理費がかかり、すべて国費からまかなわれます。それらの費用は、被災地に直接まわすほうが、より有効な支援になります。

(3) 富山県だからこそ可能な、被災地支援の可能性がある。

富山県は、放射性物質の降下が少ない、日本でも有数の清浄な土地です。富山県は、放射能フリーの県産農産物の増産、健康食品の開発・増産、保養地の整備、避難者の受け入れなどを通して、被災地復興を支えることができます。現に、福島の子ども達を夏休みや春休みに受け入れ、被曝の軽減効果や富山県への理解を深める交流が重ねられています。

(4) 放射性物質が含まれる瓦礫は、一般焼却所に対応できない。

焼却所のバグフィルターは、放射性廃棄物の焼却に対応していません。静岡県島田市の焼却試験データを解析した市民が環境省にその欠陥を突き付けています。放射性セシウムは、焼却されると気化して拡散するか灰に濃縮されて、作業員や住民の被曝をもたらします。また、焼却炉は放射性廃棄物に汚染されるので、フィルター交換時や解体時には、飛散防止対策を講じなければなりません。さらに、放射性セシウムは水に溶出しやすいため、それを含む飛灰が海面に飛来すると、海の汚染が進む可能性があります。

(5) 放射能汚染検査には不備があり、安全性を確保できない。

現状の放射能汚染検査は γ 線核種のみが対象で、毒性の高い放射性プルトニウム、ストロンチウムなど、 α 線核種と β 線核種の測定は、ほとんどなされていません。 γ 線核種も、検出下限値の切り上げや測定時間短縮によって、不検出になりえます。しかも、瓦礫の汚染調査はサンプル調査であり、実際の汚染度より低く試算される可能性があります。

安全性アピールのパフォーマンスとして、瓦礫に空間線量計をかざし、上昇が見られないと主張されることがありますが、瓦礫の汚染度は空間線量計では測定できません。

(6) 原子力規制法と矛盾する、ダブルスタンダード(二重基準)の問題がある。

原子力規制法では、原子力施設内における放射性廃棄物の処置として、放射性セシウム 100 ベクレル/Kg をクリアランスレベルと定めていますが、瓦礫の広域処理について、環境省は焼却灰の埋め立て基準を、放射性セシウム 10 万ベクレル/Kg 以下に引き上げました。これは、明らかに原子力規制法と矛盾します。このような高レベルの焼却灰の埋め立てを認めれば、富山県は将来、核廃棄物の処分場を押し付けられることになりかねません。

(7) 産業廃棄物、化学物質、重金属が含まれている瓦礫は、一般焼却所に対応できない。

震災によって生じた瓦礫には、アスベスト、ヒ素、六価クロム、PCBなどの、

特別管理産業廃棄物、化学物質、重金属が含まれており、これらは完全に分別できません。一般の焼却炉は、産業廃棄物の処理に対応していません。

(8) 汚染瓦礫の受け入れは、富山県民重視の政策とは言えない。

広域処理は、県内の産廃業者にある程度の利益をもたらしますが、一般県民はリスクと不安を背負い込むだけで何も利益がありません。放射性物質混在瓦礫の受け入れ対応を世界中が注目しています。富山県のイメージダウンにつながり、観光業、農産物、海産物、健康食品の需要が減少するでしょう。

放射性物質による被害は「風評」ではなく、実被害なのだ、ということを実感してください。健康はもとより経済的損失が出れば、責任の所在や補償が問題となります。そうなれば、広域処理の受け入れ責任者として首長・担当部長個人に対する訴訟が想定されます。現に、被曝者は東京電力を告訴する準備に入っています。

一方、被災地では陸前高田市市長などが、非被災地では徳島県や高山市市長などが住民を守る立場で英断を下しています。まずは、こうした事実を掌握され判断し直して下さい。

(9) 県内焼却処分場、埋め立て場の予定地では、作業員や住民の健康被害や膨大なリスクが発生する恐れがある。

焼却及び埋め立て候補地として、富山地区広域圏クリーンセンターと埋立地、高岡市環境クリーン工場、新川広域圏焼却施設で計画があると言われてはいますが、いずれの地においても作業員や住民の健康および環境に膨大なリスクが伴います。

(10) 広域処理が進まないことは、瓦礫処分の遅れの主な原因ではない。

広域処理に回される瓦礫は、政府計画でも瓦礫総量の 20 パーセントに過ぎません。つまり、仮に広域処理が半分進んでも、処理率は 10 パーセント上がるに過ぎません。

(11) 広域処理は憲法・地方自治法違反である。

広域処理の地方自治体への強制は、地方自治の本旨をうたう憲法に反し、団体自治と住民自治という原則を定めた地方自治法に反します。

(12) 広域処理は、国際合意に反する。

放射性物質を含む廃棄物は、国際合意に基づいて管理すべきであり、IAEAの基本原則でいえば、拡散を防止して集中管理をするべきです。放射性廃棄物を焼却すると、気化した放射性物質は気流に乗り、国境を越えて汚染が広がります。広域処理を進めるなら、日本は地球規模の環境汚染の責任を負うこととなります。

以上を鑑み、富山県平和運動センターは、富山県石井知事に「震災瓦礫の受け入れ行動」を撤回するよう、申し入れます。そして、富山県の安全な大地と空気を守ることで、富山県だからこそ可能な被災地支援のビジョンを策定するよう、強く願います。